

「訪問看護業務の手引 平成 30 年 4 月版」正誤及び追補

平成 30 年 7 月 社会保険研究所

〔正誤〕

本書について、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

94・95 頁 [平成 30 年度から平成 32 年度までの間の地域区分の適用地域]の表

誤

| | 1 級地 | 2 級地 | 3 級地 | 4 級地 | 5 級地 | 6 級地 | 7 級地 | その他 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 上乗せ割合 | 20% | 16% | 15% | 12% | 10% | 6% | 3% | 0% |

正

| | 1 級地 | 2 級地 | 3 級地 | 4 級地 | 5 級地 | 6 級地 | 7 級地 | その他 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 単位の単価 | 11.40 円 | 11.12 円 | 11.05 円 | 10.84 円 | 10.70 円 | 10.42 円 | 10.21 円 | 10.00 円 |

※各級地区分の 1 単位の単価は従前から変更はありません。

〔追補〕

平成 30 年 6 月 21 日付け事務連絡（厚生労働省保険局医療課）により、平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正が行われています。これにともない、本書について、以下のとおり追補いたします。

| 頁・箇所 | 訂正前 | | | 訂正後 | | |
|---------------------------------|---|--------------------|---|---|--------------------|--|
| 551 頁 上から 16 行目～ | (2) (1)の「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」とは、基準告示第 2 の 5 に規定する状態等にある利用者であって、下記のいずれかに該当するものである。ただし、特別な管理を必要とする利用者のうちで重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者とは、基準告示第 2 の 6 に規定するものをいう。 | | | (2) (1)の「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」とは、基準告示第 2 の 5 に規定する状態等にある利用者 を いい、特別な管理を必要とする利用者のうちで重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者とは、基準告示第 2 の 6 に規定するものをいう。 | | |
| 682 頁 03-3 訪問看護情報 提供療養費 3 | ○ ※ 2 又は精神科 訪問看護基本療 養費を算定でき る者 ★7 | ○ ※15 及び ※17 | ○ ※ 2 又は精神科 訪問看護基本療 養費を算定でき る者 ★7 | ○ ※ 2 又は精神科 訪問看護基本療 養費を算定でき る者 | ○ ※15 及び ※17 | ○ ※ 2 又は精神科 訪問看護基本療 養費を算定でき る者 |